

令和7年度
とちょう保育園
延長保育のご案内

令和7年1月
(一財) 東京都人材支援事業団

1 延長保育の概要

就労等の理由により基本開所時間を超えて保育を必要とする場合は、延長保育をお申込みいただき、事前に利用が認められている必要があります。

(1) 延長保育の種類

① 月額（定期）

事前に登録を行ったうえで、利用します。利用日数・利用時間に関わらず、一定の利用料をお支払いいただきます。

なお、登録には定員があります。定員に達しましたら、新たに定員に空きが発生するまで登録を行いませんのでご注意ください。詳細は「2 月額（定期）の内容」をご確認ください。

② 日額（スポット）

利用当日に電話又は来園により申込みをし、利用します。利用日数・利用時間に応じて利用料をお支払いいただきます。

(2) 実施日

とちょう保育園（以下「園」といいます。）の開園日は延長保育を実施しています。

(3) 利用にあたっての注意

① 利用時期・利用時間

入園後まだ間もないころの利用開始時期や0歳児クラスのお子さんの利用時間は、お子さんの様子を見ながら保護者の方と相談して、園長が決めていきます。

② お迎え時間

認められた利用時間を超えてお子さんをお預かりすることはできません。また、午後6時以降に当日のお迎えの時間を延長することはできません。必ず、認められた利用時間内にお迎えに来てください。

③ 利用ができない期間

育児休業期間中は延長保育を利用することができません。

2 月額（定期）の内容

(1) 定員

15名（事前登録が必要）

0歳児クラス3名（満1歳以上かつ離乳食を完了していること）

1歳児クラス6名

2歳児クラス6名

(2) 利用料

月の利用日数に関わらず以下の利用料をいただきます。

① タ1（18時～19時（1時間延長））	4,000 円/月
② タ2（18時～20時（2時間延長））	6,000 円/月
③ タ3（18時～21時（3時間延長））	9,000 円/月
④ タ4（18時～22時（4時間延長））	11,800 円/月

(3) 食事等

タ1を利用の場合は補食、タ2～タ4を利用の場合は夕食を提供します。

なお、タ1の利用の場合で夕食を必要とされる場合は、別途1回400円をお支払いいただきます。(2日前までに申し出が必要です。)

3 日額(スポット)の内容

(1) 定員

3名(先着順)

うち、0歳児クラスは1名まで(満1歳以上かつ離乳食が完了していること)

(2) 利用料

利用した日数・時間分をお支払いいただきます。

① タ1(18時～19時(1時間延長))	400円/日
② タ2(18時～20時(2時間延長))	600円/日
③ タ3(18時～21時(3時間延長))	900円/日
④ タ4(18時～22時(4時間延長))	1,200円/日

(3) 食事

タ1を利用の場合は補食、タ2～タ4を利用の場合は夕食を提供します。

なお、タ1の利用の場合で夕食を必要とされる場合は、別途1回400円をお支払いいただきます。

4 利用手続

(1) 月額(定期)

① 登録

利用を希望される場合は、事前に登録が必要です。登録申込みのために提出された書類を、「延長保育の実施基準及び実施指数(別紙)」に照らして審査し、利用調整会議を行って、延長保育の登録者を決定します。

ア 提出書類

以下の書類をご提出ください。

(ア) 延長保育申請書(登録・変更・解除)(様式1)

(イ) 家庭状況表(延長保育用)(様式2)

※必要に応じて別途書類の提出をお願いする場合があります。

イ 提出時期・提出先

0歳児クラスについては、延長保育の利用に月齢制限があります。そのため、登録の申込みは、1歳のお誕生日を迎える月から可能となります。1歳の誕生日を迎える月からの登録承諾がされた場合でも、実際に利用できるのは1歳の誕生日の日以降になります。この場合でも、利用料は1ヶ月分いただきます。

【例】4月15日が1歳の誕生日の場合

- ・4月からの登録を申込みことが可能です。
- ・延長保育の利用は4月15日以降になります。

(ア) 4月からの登録を希望する場合

受付開始	受付締切	受付時間	受付場所
2月27日(木)	3月7日(金)	午前8時30分～午後6時	園(事務室)

※入園内定で申込みをされる場合、入園の決定がされなかった際は申込みは無効となります。

(イ) 5月以降の登録を希望する場合

受付開始	受付締切	受付時間	受付場所
登録開始希望月 前月1日	登録開始希望月 前月15日	午前8時30分～午後6時	園(事務室)

※入園内定で申込みをされる場合、入園の決定がされなかった際は申込みは無効となります。

※受付開始日が閉園日の場合は次の開園日から受付をします。受付締切日が閉園日の場合は直前の開園日で締め切ります。

ウ 利用調整の結果のお知らせ

利用調整の結果は以下のとおりお知らせします。

なお、利用調整の結果、登録とならない場合は最初の1回のみ通知書をお送りします。一度提出していただいた申込書は取下げをしない限り令和7年度末まで有効です。2回目以降の利用調整の結果については、登録承諾の場合のみお知らせします。

(ア) 4月からの登録の申込みをした場合

3月21日(金)頃に(一財)東京都人材支援事業団(以下「事業団」といいます。)からお知らせします。

(イ) 5月以降の登録の申込みをした場合

登録開始希望月前月25日頃に事業団から保育園を通じて通知をお渡します。

エ 登録期間

登録期間は令和7年度末までとなります。令和8年4月以降の利用を希望される場合については、改めて登録の申込みが必要です。

② 利用連絡

登録後の日々のご利用にあたっては、実際に利用する日を利用日当日の朝までに連絡帳に記載してお知らせください。

- ・タ2～タ4の時間帯に利用される場合は、お早目のご連絡にご協力ください。
- ・タ1の利用であれば、当日午後6時までのご連絡によりご利用いただくことが可能です。ただし、タ1で夕食を希望される場合は、2日前までに利用連絡をしていただく必要があります。それ以降のご連絡の場合は夕食の提供はできません。

③ 登録変更

延長保育の必要な時間数に変更になった場合など、登録内容を変更したい場合

は、登録変更の手続きをしてください。提出された書類により、利用調整会議において延長保育の必要な時間数を確認し、毎月 25 日頃に事業団から保育園を通じて、結果をお知らせします。

なお、登録変更で提出していただいた申込書は 1 回限り有効です。

ア 提出書類

延長保育申請書（登録・変更・解除）（様式 1）及び家庭状況表（延長保育用）（様式 2）

イ 提出時期・提出先

受付開始	受付締切	受付時間	受付場所
登録変更開始 希望月前月 1 日	登録変更開始 希望月前月 10 日	午前 8 時 30 分～午後 6 時	園（事務室）

※受付開始日が閉園日の場合は次の開園日から受付をします。受付締切日が閉園日の場合は直前の開園日で締め切ります。

④ 登録解除

延長保育の必要がなくなった場合は、登録解除の手続が必要です。

登録解除後再度の登録は可能ですが、登録の申込の状況によっては、再度登録の申込をした際に必ず登録できるとは限りません。

ア 提出書類

延長保育申請書（登録・変更・解除）（様式 1）

イ 提出時期・提出先

受付開始	受付締切	受付時間	受付場所
登録変更開始 希望月前月 1 日	登録変更開始 希望月前月 10 日	午前 8 時 30 分～午後 6 時	園（事務室）

※受付開始日が閉園日の場合は次の開園日から受付をします。受付締切日が閉園日の場合は直前の開園日で締め切ります。

（2）日額（スポット）

① 利用予約

電話又は来園による利用予約の申込みが必要です。

受付日	受付時間	受付場所
当日	午前 8 時 30 分～午後 6 時 （ただし、夕食が必要な場合で食物アレルギーのある場合は正午まで）	園（事務室）

※タ 3 及びタ 4 の場合で事前に利用希望が分かっている場合は前日までにご連絡ください。その場合も当日の利用申込みは必要です。

② 提出書類等

事前の書類は必要ありませんが、延長保育が必要な状況をお伺いします。（利用月末日に利用する必要が生じた状況を記載した書類を提出してください。）

5 その他

月額（定期）の登録をしている時間より遅くまで保育が必要な状況が発生した場合、日額（スポット）の利用予約の申込みにより、その日に限り日額（スポット）で利用予約した時間まで延長保育を利用することが可能です。（日額（スポット）の利用予約の申込みが受け付けられた場合に限りです。）この場合、利用料は日額（スポット）分として別途いただきます。

【例】月額（定期）でタ2の登録を行っているが、特定の1日のみ21時までの保育を必要とする場合、その月の延長保育の利用料は月額（定期）分の6,000円と日額（スポット）分の900円となり、合計6,900円になります。

問合せ先

（一財）東京都人材支援事業団保育所運営担当

電話 03-5320-7428（直通） 内線 57-982

延長保育の実施基準及び実施指数

項目	保護者の状況 (同居の親族・その他の者が児童を保育することができない場合)		指数
	類型	延長保育実施時間帯に保育を必要とする状況	
1	就労	月 20 日以上	10
		月 10 日以上 20 日未満	9
		月 6 日以上 10 日未満	8
		月 6 日未満	7
2	不存在	保護者の一方が、死亡・行方不明・拘禁・離婚・離婚前提の別居・未婚・単身赴任・長期入院・その他の状況から不存在と認められる場合	10
3	その他 (病院・施設付添、就学等)	月 20 日以上	8
		月 10 日以上 20 日未満	7
		月 10 日未満	6

※備考

- 1 保護者の指数を合算し、世帯の指数を決定する。
- 2 保育料（延長保育料を含む。）を3か月以上滞納している世帯は、上記の基準指数から5を減じた数とする。
- 3 きょうだい同時申込の場合は、上記の基準指数に1を加えた数とする。

※ 同一指数時の優先順位

- ①不存在
- ②きょうだい同時申込み
- ③延長保育利用予定日数の多い世帯
- ④延長保育利用予定時間数の多い世帯
- ⑤日額（スポット）での延長保育の利用実績の多い世帯

延長保育申請書

(登録・変更・解除)

(一財)東京都人材支援事業団理事長 宛て

保護者氏名

園児氏名

クラス

歳児クラス

下記のとおり 年 月 から 延長保育を(登録 ・ 変更 ・ 解除)します。

(該当する欄に○を記入してください。)

時間帯	登録	変更	解除
夕1 : 18時～19時(1時間)			
夕2 : 18時～20時(2時間)			
夕3 : 18時～21時(3時間)			
夕4 : 18時～22時(4時間)			

家庭状況表(延長保育用)

保護者氏名

園児氏名・クラス

歳児クラス

保護者について			父				母			
	状 況		被雇用者・自営業者・その他()				被雇用者・自営業者・その他()			
			※就労以外の要件の場合は、具体的な状況を記入				※就労以外の要件の場合は、具体的な状況を記入			
	勤務先	名 称								
		所在地								
	正規の勤務時間等 ※フレックス制、裁量労働制の場合は、標準的な時間を記入してください。		曜日固定制 [月 火 水 木 金 土 日 祝]				曜日固定制 [月 火 水 木 金 土 日 祝]			
			交代(シフト制) ・ フレックス制 ・ 裁量労働制				交代(シフト制) ・ フレックス制 ・ 裁量労働制			
			時 分 ～ 時 分(月・週 日)		時 分 ～ 時 分(月・週 日)		時 分 ～ 時 分(月・週 日)		時 分 ～ 時 分(月・週 日)	
	時間外勤務を含む勤務時間等		時 分 ～ 時 分(月・週 日)		時 分 ～ 時 分(月・週 日)		時 分 ～ 時 分(月・週 日)		時 分 ～ 時 分(月・週 日)	
			時 分 ～ 時 分(月・週 日)		時 分 ～ 時 分(月・週 日)		時 分 ～ 時 分(月・週 日)		時 分 ～ 時 分(月・週 日)	
勤務先等の最寄り駅・バス停 保育園までの主な移動手段と所要時間 ※通常使用している最寄り駅・バス停、移動手段及び園までの所要時間を記入してください。		《最寄り駅・バス停》				《最寄り駅・バス停》				
		駅()・バス停()				駅()・バス停()				
		《主な移動手段》				《主な移動手段》				
		電車・バス・徒歩・その他()				電車・バス・徒歩・その他()				
		《所要時間》				《所要時間》				
		時間 分		時間 分		時間 分		時間 分		
同居または近くの親族等の氏名			続柄	年齢	職業等		住 所			
【 確 認 事 項 】 ※各項目をご確認の上、確認欄にチェック✓してください。							確認欄			
承諾された時間を超えてお子さんをお預かりすることはできません。										
利用時間については、就労状況等と保護者のご希望に基づき審査を行い、利用調整会議により決定します。										
延長保育が必要なくなった場合は、前月 10 日までに、延長保育(登録・変更・解除)申請書を提出してください。10 日までに提出がない場合は、翌月以降も延長保育料がかかります。										
承諾された時間を変更したい場合は、前月 10 日までに、延長保育(登録・変更・解除)申請書及び家庭状況表(延長保育用)を提出してください。10 日までに提出がない場合は、翌月以降もこれまでと同じ延長保育料がかかります。										
利用予定日当日のキャンセルは、当日 18 時までに保育園事務室に連絡してください。										
延長保育には定員があるので、利用希望者が定員より多い場合には、延長保育を利用できない場合があります。										
月額(定期)の延長保育の承諾期間は当該年度の3月末までです。翌年度(4月以降)の利用については、改めて申込みが必要です。延長保育を利用中の方でも、翌年度利用できない場合があります。										
入園後まだ間もないころのお子さんの延長保育の利用開始日や0歳児クラスのお子さんの利用時間はお子さんの様子を見ながら相談して決めていきます。										
育児休業期間中は延長保育を利用することができません。										